

令和6年4月1日

## 下山田小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、いじめはいつでもどの学校でも起こり得る。誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得る可能性がある。万一、いじめが発生した場合には、できる限り早期に発見し、全職員で情報を共有するとともに、直ちにその解決に向けて取り組まなければならない。いじめは簡単には解消せず、いじめが解消したと思われても、一定期間（3ヶ月）の徹底した経過観察が必要である。また、いじめかどうかははっきりしないケースでも、いじめではないかという前提で対応することが、いじめから被害者を守り抜くという基本姿勢を貫くことになる。このような基本的な考え方を基に、学校は、教育活動のすべてを通していじめの未然防止に努めなければならない。児童一人ひとりが大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係をつくり、誰もが集団の一員としての自覚を高める学校づくりを進めたい。

### 2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。しかし、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童理解に努め、様々な変化をとらえ、適切に対応する必要がある。

### 3 いじめ対策委員会

○構成 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（内1人）

○役割

- (1) 下山田小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施および進捗状況の把握
  - ・下山田小学校いじめ防止基本方針で示したいじめ防止の取組について、その進捗状況を毎学期把握し、取組の推進を図る。
- (2) 教職員の共通理解
  - ・年度当初、下山田小学校いじめ防止基本方針を教職員に周知する。
  - ・毎月1回、いじめ対策委員会を開催し、全教職員が共有すべき情報を確認し、全職員に周知する。
- (3) 児童、保護者、地域への情報発信
  - ・4月中に、各学年の発達段階を考慮し、下山田小学校いじめ防止基本方針について、全校児童に周知する。
  - ・新1年生の保護者には入学式当日の保護者懇談会、2～6年の保護者には学年始めの4月の学級懇談会で、下山田小学校いじめ防止基本方針について説明する。
  - ・4月当初、学校便りや学校ホームページに下山田小学校いじめ防止基本方針を掲載し、啓発に努める。

#### (4) いじめへの対応

- ・いじめを認知したら、迅速かつ適切に解決に向けて取り組む。対応の仕方については、下山田小学校いじめ対応マニュアル全体図に示す。

### 4 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童のがんばりを認め、自己肯定感を育む授業づくりを進める。
- ウ 道徳教育、人権・同和教育の充実を図り、人を思いやる心情を培う。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒が SNS を含むネットの正しい利用とマナーについての理解を深めネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ たてわり活動を推進し、児童のつながりを深める。
- カ 心と体の成長を目指し、発達段階に応じた保健指導を進める。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 毎月1回生活アンケートを行い、学期に1回いじめに特化したアンケートを行う。また、いじめに特化したアンケートの後、教育相談期間を毎学期設け、全児童の面談を行う。
- イ 児童、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい雰囲気づくりを進める。
- ウ 児童の実態把握に努める。

#### (3) いじめに対する早期対応の取組

- ア いじめを発見または通報を受けたら、早急に校長へ報告する。校長はいじめ対策委員会を開き、事実確認を進めるとともに今後の取組について協議する。
- イ 市教委へ第1報を電話連絡する。今後の取組等は詳細に記録する。
- ウ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童へは、教育的配慮のもとに毅然とした指導を行う。  
※いじめ（インターネットを含む）については、警察署等と日常的な情報共有や相談を行える体制を構築しておく。
- オ 被害児童に対して、喧嘩両成敗的な指導を行わない。
- カ 全職員で共通理解を図り、保護者の協力を求め、関係機関と連携する。
- キ いじめの解消を目指した集団づくりを進める。
- ク 継続的な指導に努め、次の2点によりいじめ解消を確認する。

- ・いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する生命や身体への危害、金銭強要等の財産の被害はもとより、言葉によるいじめや仲間はずし（インターネットを通して行われるものを含む）等の心理的又は物理的ないじめに係る行為が止んでいる期間が、少なくとも3ヶ月を目安とする。いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

#### (4) いじめについての研修

○目的 教職員の資質・能力を高め、いじめ防止の取組の充実を図る。

○年間計画

時期	研修内容
4月当初	下山田小学校いじめ防止基本方針
6月	1学期いじめアンケート結果
8月	いじめについて考える道徳
10月	2学期いじめアンケート結果
2月	3学期いじめアンケート結果

### 5 重大事態への対応

- (1) いじめによる不登校（30日以上欠席）等の重大事態が生じた場合は、速やかに市教委へ報告する。
- (2) 事案に応じて、いじめ対策委員会に適切な専門家を加える。
- (3) 被害児童、保護者に対して適切な情報提供に努める。いじめが疑われる事案では、いじめはなかったと安易に結論づけず、いじめがあったのではないかという姿勢で調査を徹底し事実確認を行った上で、いじめの有無を判断する。
- (4) 重大事態が発生した要因を明確にし、取組の改善を図り今後同様な事態の発生を防ぐ。
- (5) 嘉麻市いじめ対策第三者委員会が設けられた場合は連携、協力して対処する。

### 6 学校の取組の検証・見直し

- (1) 下山田小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止対策の取組はPDCAサイクルで見直し、実効性を高める。
- (2) いじめ防止対策を学校評価の項目に加え、その評価結果を学校運営協議会等で公表する。

平成30年4月10日

平成31年2月22日 改訂

令和2年3月12日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和4年6月29日 改訂

令和5年5月31日 改訂

令和6年4月1日 改訂